中世の里神楽と石清水御幸

中本　真人

はじめに

今日、里神楽と呼ばれる芸能は各地に伝承されているが、その歴史的展開はほとんど明らかにされていない。また内侍所御神楽などの宮廷の御神楽と比較したときに、里神楽とはどのような芸能なのか、あるいはどのような機会に行われたのかなど、不明な点が少なくない。

例えば、歳時記には「神楽」と「里神楽」が、別の季題として立てられていることがある。その場合、前者は宮中の行事（特に賢所御神楽）、後者はそれ以外の諸社の行事と説明される。確かに内裏で里神楽が行われた例は見当たらないが、神楽と里神楽に関しては、同一の神社において両方が行われている例も少なくない。つまり、神楽と里神楽の違いは、開催の場所の問題ではないのである。このような誤解は、里神楽に関して文献史料に基づく研究がほとんど行われてこなかったことに起因するのだろう。

そこで本稿では、中世の里神楽について、文献史料に基づきながら具体的に検討してみたい。まずは「里神楽」の例が出始める十二世紀から整理し、さらに里神楽が恒例化された石清水御幸についても考察していく。

一、里神楽をめぐる認識

まず『国史大辞典』から「里神楽」（小林茂美項目執筆）の項目を確認すると「宮廷以外の諸社・民間で奏される神楽。平安時代には、石清水・賀茂・祇園・北野・大原野・吉田・春日・住吉などの諸社に、宮廷の楽人を差し向けて奏する場合に里神楽と称した。このとき宮廷では試楽があり、社から帰ると還立（かえりだち）の御神楽があった」と説明されている。この里神楽の説明は、おそらく「里」に「宮廷を内（うち）というのに対して、それ以外の場所をいう」(1)とする意味に導かれたのだろうが、有職故実書や古記録に基づく根拠を示したものではない。また清涼殿の前庭で行われる賀茂臨時祭の還立の御神楽と、その他の諸社の社頭の御神楽を混同しているだけでなく、里神楽との関係も明確ではないなど、かなり問題の多い説明といえよう。

このような里神楽の理解に対して、山路興造は「宮中の御神楽に対して、諸社の神楽を里神楽とする分類は、江戸時代前期に言われ出したのだと思います。それが今日まで検討のないままに通説とされており、今日、もっとも権威があるとされる吉川弘文館刊の『国史大辞典』を見ても、内裏で行うのが御神楽で、それ以外のところで行うのが里神楽だと解説しています」(2)と指摘している。従来「御神楽」と「里神楽」の区別は、内裏とそれ以外の場所と考えられていたが、近世の説明が無批判に踏襲されたものであった。したがって中世における区別に適用できないのはもちろんのこと、里神楽に対する従来の説明も再検証する必要が出てきたことになる。

それでは近世の文献に、里神楽はどのように説明されているのだろうか。里神楽を諸社の芸能とする説明は『楽家録』(3)（元禄三年（一六九〇）成立）が古い。同書「里神楽之説」には、次のように記されている。

号二里神楽一者、於二諸社一撃二皷及銅拍子一、而神子（ミコ）鳴鈴舞焉、号二之里神楽一也、然亦地下旧記之中、於二八

幡之神楽一有二此名一、而伝曰、郷里之人依二執行一修レ之、名レ之号二里神楽一也、蓋修法之次第、庭燎以二早韓神一終曲矣、仮令(タトヘハ)安居当人依二執行一修レ之、如レ号二安居神楽一云々、

同書の記事では「里神楽」について、①鼓や銅拍子を打ち鳴らしながら、巫女（神子）が鈴を鳴らしつつ舞うもの。②石清水八幡において郷里の人が執行するもの。③次第は「庭燎」から「早韓神」で終わるもの。とする。『楽家録』では、諸社の中でも、特定の行事を里神楽と称したと理解できる。

次に『類聚名物考』(4)から「里神楽」を引いてみたい。

或書云、神楽ハもと天照大神の宝前に限る事にて侍りけるか、後諸方の神社にも行ふに依て、禁裏内侍所の御神楽に対て、諸社の神楽を里神楽と云ふなり。冬にて夜の神事なり。

この説明では、内侍所御神楽以外の「諸社の神楽」を里神楽とまとめてしまっている。このような近世の大雑把な理解が、今日の歳時記や辞典の説明にまで影響を及ぼしたのであろう。

二、平安時代後期の里神楽

私見によると、次の『長秋記』(5)元永二年（一一一九）九月五日条が「里神楽」の初見である。

西宮(南イ)社御奉幣了詣二松原一給間、与二伊予守一南宮(西カ)行二里神楽一、依レ無レ興、事未レ了先帰路、渡二牟子河一、廻二河向一乗レ船、依レ雨宿二神崎井部庄一、有（以下缺文）

記主の源師時は、西宮社参詣後に、南宮社（西宮社境内にある広田社の摂社）で里神楽を見物している。この参詣について、瀧川政次郎は「この一行が前後五日を費して京から遥々と広田社南宮にお参りしたのは、江口、神崎の遊女を揚げて遊ぶことが目的であって、神詣ではそのだしに使われているに過ぎないのではなかろうか」

とした上で「神を慰めることが目的ではなく、うら若き巫子がしなよく舞う手ぶりを娯しもうというのが、里神楽を奉納した目的であったことが窺われるではないか」(6)と説明している。このように瀧川は、南宮社の里神楽を巫女の芸能としているが『長秋記』には詳細は記されていない。また遊女遊びの延長に里神楽が行われたとするが、この記事からはそこまで読み取ることは難しい。

次の『台記』(7)久寿二年（一一五五）十二月十四日条には、高陽院の御所の西面にて里神楽が行われたという記事がみられる。

或語曰、於二高陽院御所西面一、有二里神楽事一、是為誘二日吉祭一之者、未レ聞下於二院宮一有中此事上、甚聞二悪事一也、就中今日御忌日、尤有二其憚一、明神豈歆レ饗乎、

里神楽の具体的な内容は判然としないものの、日吉祭に誘われて行われたらしい。女院御所で里神楽が行われたことについて、頼長は「悪事」だと厳しく批判している。異母姉の高陽院は、頼長の重要な後ろ盾であったが、それでも女院御所の里神楽を「悪事」とみなしていた。

さらに『玉葉』(8)文治三年（一一八七）十二月六日条によると、後白河院の仏名会の日、御所に巫女たちを召して里神楽が行われた。

此日院御仏名也、内府参入、深更帰来云、右大臣已下公卿済々、人々参入之後、経二時許被二始行一、是於二御所壺一召二巫女等一、有二里神楽事一、又有二陽剣之遊一云々、此事知二物情一之人、曽不レ聞二名字一事也、今日始聞二此事一、而於二法皇之宮一有二此事一、可レ謂二物怪一欤、可レ悲々レ々、

この話を聞いた記主の兼実は、院の御所において里神楽が行われたことを悲嘆している。同日に行われた「陽剣之遊」については判然としないものの、同書建久三年（一一九二）正月二十六日条にも、このような記事が確認できる。

此日、宗頼為下承二除目一事上参院、然而依二巫女遊戯一、不レ能レ奏レ事、空以退出了、件事称二之陽剣一云々、仙洞之礼已廃、可レ悲々レ々、但先々常有二此事一云々、今度、巫女装束公卿已下、営レ之無レ他云々、此事又不吉之徴験欤、

この日は巫女遊戯によって、後白河院に除目を奏せられなかった。院は御所に巫女を招いていることから、この巫女は特定の神社に所属しない、いわゆる歩き巫女(9)ではないかと考えられる。この『玉葉』の記事から里神楽、陽剣が巫女の芸能であったことが知られるとともに、頼長と同じ批判意識を読み取ることができよう。

一方、摂関家も東三条第において東三条神楽(10)を催していた。頼長の父で、兼実の祖父である忠実は『殿暦』(11)康和五年（一一〇三）十一月二十八日条に、次のように記している。

今日東三条神楽也、戌剋許人々被レ来、二位大納言経実・左兵衛督能実・左大弁基綱・宰相中将忠教・宰相中将家政、大蔵卿道良等也、上達部皆著二直衣・冠一、余同著二直衣・冠一、則向二西面一、御装束有二指図一、西侍也、舞六人、府生二人、番長一人、舎人三人、番長以下皆余随身也、府生二人府物也、（中略）舞人等馳馬了入レ自二初戸一、歩二入陪従中一、三歌了、舞人等進二庭中一如レ常舞、抑庭火たく、仍庭中無レ所、仍於二廊内一舞、々了神楽如レ常、今夜和琴かき不レ参、仍以二盛家一如レ形令レ成レ事、神楽了遊、

この神楽も、邸宅に所作人を召して行われている。それが里神楽のように批判されないのは「舎人三人、番長以下皆余随身也、府生二人府物也」とあるように、官人による神楽であったからであろう。里神楽が非難される理由は、宮廷以外の場所で行われたからではなく、巫女のような者を御所に入れたことによるではないか。兼実が里神楽と同様に陽剣を非難しているのも、巫女を邸宅に召したことが原因であるらしい。

ちなみに、後白河院と巫女については『愚管抄』(12)巻六に、次のように記されている。

大方コノ法皇ハ男ニテヲハシマシ、時モ、袈裟タテマツリテ護摩ナドサヘヲコナハセ給テ、御出家ノ後ハイヨ〳〵御行ニテノミアリケリ。法華経ノ部数ナド、数万部ノ内二百部ナドニモヲヨビケリ。ツネハ舞・

猿楽ヲコノミ、セサセツ、ゾ御覧ジケル。（中略）
ソレハサル事ニテ、スデニ京中ノ諸人コレヲ承テ、近所ニタチテ候趣、コレヲ聞キ候ニ、故院ハ下臈近ク候テ、世ノ中ノ狂ヒ者ト申テ、ミコ・カウナギ・舞・猿楽ノトモガラ、又アカ金ザイク何カト申候トモガラノ、コレヲトリナシマイラセ候ハンズルヤウ見ルコ、チコソシ候へ。

慈円は、後白河院について、ひごろから舞や猿楽を好み、また巫女やかんなぎらを傍に置いていたとしている。そこで改めて「里」の意味に戻ると「人の住めない山や野に対して、人家の集落をなしている場所。育ち、生活し、生存する本拠となる所」と説明されている。(13) この意味に従えば里神楽は、人里の神楽であり、所作人は里人（宮人に対して、里にいる人）であった。すなわち官人が奏する御神楽に対して、宮廷社会の外の人が奏する神楽が、里神楽と呼ばれたようである。

もっとも官人以外の里人の奏する神楽が、すべて里神楽と呼ばれたわけではないだろう。すでに指摘したように、摂関家の批判意識は、巫女を邸宅に召したことに対して向けられていた。この点からみて、里神楽は巫女の歌舞であった点にひとつの特徴があった。『年中行事絵巻』には、巫女の芸能が描かれている。(14) 社殿の前庭において、巫女らしき女が鈴を持ちながら舞い、それを挟むように三人ずつ六人の女が二列に座って奏楽している。女は鼓を打ち、歌をうたっているようにみえる。男ばかりで奏する御神楽とは異なり、女のみによる歌舞だが、二列で向かい合うように着座するなど、御神楽の座と共通する配置も認められる。周囲に注意すると、大勢の男女が酒食をとりながら談笑している。庭火や篝火などの照明がないので、時間帯は日中と考えられる。巫女による舞中心の芸能であれば、舞の見物に適した日中に奏されることにも理由があった。

なお『年中行事絵巻』には、この巫女の歌舞を里神楽と明記しているわけではない。この巫女の所属も不明であり、巫女の正体を外見から判断することは難しい。

三、平徳子御産祈願の御神楽と里神楽

治承二年（一一七八）十月、高倉天皇の中宮平徳子の出産を控え、各種の御産祈願が行われた。『山槐記』から治承二年の御産祈願に関わる「御神楽」および「里神楽」の記事を集めてみたい。

A『御産部類記』(15)所引『山槐記』八月二十一日条

中宮御産御祈、於二貴布祢一被レ行二御神楽一、二品沙汰也、被レ仰二上社祢宜重久一云々、

B『山槐記』(16)十月四日条

今日於二石清水一有二種々御祈等一、大夫進尹範、大属季高参向行事、

御神楽、陪従已下禄、信良功内、

C『山槐記』十月十日条

於二賀茂社一有二御祈等一、

下社、

御神楽、

御八講、御経供養、仁王経、御読経、已上仁王経之外同八幡、

上社

色目同二下社一、

D『山槐記』十月十四日条

於二伊都岐島別宮一、六波羅御所巽角御座也、被レ行二御神楽一、入道大相国沙汰云々、

E『山槐記』十月十七日条

於二伊都岐島別社（坐八条亭云々）一有二御神楽一、三位中将（知盛）、沙汰云々

F

『山槐記』十月十九日条

宮御祈於二新日吉一有二里神楽一云々、入道大相国沙汰也、蔵人大進基親於二宮殿一上下宣旨五枚於レ予、募二成功一、進二納宮御産用途料一之畢也、三善信盛少監物功三千疋、藤原久高治部丞功三千疋、同則親刑部丞功三千疋、同致保八省丞功三千疋、内舎人粟田則良左右兵衛尉功七千疋等也、権右中弁親宗朝臣参会、仍下レ之、

G

『山槐記』十月二十一日条

於二三社一始二行御祈等一、用途成功内云々、（中略）

平野、

御神楽、

H

『山槐記』十月二十五日条

於二二社一有二御祈一、用途成功内云々、（中略）

貴布祢、

里神楽、

行事庁官左大史生秦信久、

Fの記事では、新日吉社において、中宮の父である入道大相国（平清盛）によって、祈願の里神楽が行われた。記主の中山忠親をはじめ、多くの官人から多額の金品が献納されている。中宮の懐妊・出産は、平家の命運のかかる大事であったが、その祈願の手段に里神楽が選ばれたことになる。また貴布祢社では、Aでは御神楽が行われており、Hでは里神楽が行われている。記主の中山忠親は御神楽と里神楽を書き分けているが、そ

の内容の違いについては、『山槐記』だけでは判然としない。里神楽と御神楽の区別については後述したい。

中宮徳子の御産では、連日連夜の祈願行事の中で、少なくとも二つの神社で里神楽が行われている。平家の命運のかかる中宮御産において、しかも清盛主導で里神楽が行われたことは、清盛が里神楽を公的な行事として認めていたことを意味しよう。神楽と里神楽について、児玉信一は「その規模興行の状は公儀の場合に同じであつた事は注意すべきである。然るに公儀の場合はあくまで神聖、厳粛であるべく、それに対して里神楽の方はおのづから卑俗、滑稽に赴いたのである」(17)と指摘している。「公儀の場合はあくまで神聖、厳粛」とする指摘は、御神楽の才男などを考えると、必ずしも正確とはいえない。同様に「里神楽の方はおのづから卑俗、滑稽に赴いた」の説明も再検討の余地を残しているだろう。その上で、神楽と里神楽がともに公儀の場合と同じであったとする指摘は重要である。

もっとも先述した摂関家の批判意識は、御所で里神楽を催行したことに向けられていた。したがって諸社における里神楽については、強い批判を招かなかったとも考えられる。しかし当時の最高実力者であった清盛が、中宮の御産祈願の行事として里神楽を行ったことは、当時の公家社会の意識にも影響を与えたはずである。先述のように、後白河院も里神楽を愛好しており、特にこの二人の姿勢が後世に影響を残したのではないか。

四、後鳥羽院の石清水御幸の里神楽

鎌倉時代以降は、古記録に里神楽の例が増加する。筆者は、すでに熊野御幸の里神楽について検討したことがある。(18)本項では、後鳥羽院政期以降の石清水御幸について考察したい。かつて石清水御幸について、筆者は「石清水御幸は、円融院によって開始され、白河院によって定着した。白河院の最初の石清水御幸は、石清

水行幸に准じて、その次第をほぼ踏襲する形で行われている」とした上で「やがて白河院・鳥羽院の石清水御幸は、回数を重ねるごとに、宝前の儀が簡略化されるようになり、行幸では恒例であった東遊・御神楽も省かれるようになる」(19)と指摘したことがある。その上で、次に後鳥羽院の石清水御幸について整理していきたい。

後鳥羽院の初めての石清水御幸では、里神楽が行われた。『三長記』(20)建久九年(一一九八)二月十四日条には、次のように記されている。

此間有二里神楽事一、巫女三人出日(自歟、下欧歟)進二立舞殿一、唱人候二東砌一発二鼓笛一、巫女翻二彩袖一退入、給レ禄、主典代等取之、唱人同給之歟、(中略)抑御脱履之後初度御幸、有二舞人一員并神宝等一、而今度無二此儀一、金銀・之外無二神宝一、鳥羽院初度如レ此云々、但白河院御同車云々、偏不レ可レ謂二鳥羽院御参詣一歟、然而准二彼例一、御即位近々之間、先略二其儀一有二臨幸一云々、

記主の三条長兼が「来月八幡賀茂御幸、不レ可レ有二一員舞人一云々、是何時例哉」(21)と記しているように、後鳥羽院は東遊の舞人を同行させなかった。これは、土御門天皇の即位礼（同年三月三日）が近いために、舞人や神宝などが省略されたためであるという。それ以前の例では、御幸に舞人・楽人を同行させて御神楽も行われたが、建久九年の御幸では巫女・唱人らによって里神楽が行われたのである。

一方『明月記』(22)同日条には、次のような記述もみられる。

上皇御二幸八幡之宮一、（中略）次有二里神楽事一、巫女三人、惣一、大王、亀等、出来舞、唱人五人ハヤ、不レ及二著座一只舞、各給レ禄、巫女定朔、唱人手作布也、庁官等取レ之、（中略）令レ参二若宮一御、近習人々同著二浄衣一参仕、無レ指二座籍一、只隨二便宜一群二居于所々一、巫女三十人計、不レ諭二老若一、皆悉参集、於二拝殿一乱舞、堪能之輩小々及二白拍子一、

于時雨降、即入二御馬場御所一、人々又退下、

この石清水御幸の里神楽では、三人の巫女が舞い、五人の唱人が演奏している。さらに院が参拝した若宮では、三十人ほどの巫女が、老若を問わずことごとく参り集って、拝殿において乱舞を行った。また堪能な者によって白拍子も行われている。

このような行事が執行された背景について、辻浩和は「後鳥羽芸能は詩歌管絃を基本とする天皇・院の文化的伝統に根ざし、それらの振興を図る一方、今様・白拍子、読経、蹴鞠など後白河の取り込んだ新興芸能をも摂取し、制度的・空間的に新興芸能のさらなる整備発展を図った」(23) と指摘している。後白河院に愛好された里神楽は、後鳥羽院にも引き継がれた。初めての石清水御幸では、先例に従った御神楽ではなく、里神楽が行われるようになるなど、儀礼形式の変化が認められる。

次に寛元四年（一二四六）に行われた後嵯峨院の初めての石清水御幸をみていきたい。『黄葉記』(24) 同年四月二十七日条には、次のように記されている。

次里神楽　宮寺　任例可敷座、不及敷座

終頭主典代賜禄、

巫女三人各疋絹、唱人五人、各布一段、

この御幸は、また「上皇臨幸、後鳥羽院以後今始也」(25) と記されるように、後鳥羽院以後としても初であった。後嵯峨院の石清水御幸においても、祖父の後鳥羽院の初回の先例を踏襲して里神楽が催行されている。

後嵯峨院は、翌月にも石清水御幸を実施し、今度は七日間参籠した。『黄葉記』同年五月二十日条には、次のような記述がみられる。

上皇自二今日一七ヶ日可レ有二御参籠八幡一也、我君殊尊二崇廟一、頻有二此臨幸一、後鳥羽院、初度浄衣御参、正治元年歟、（中略）

引二入御馬一、神人請二取之一、次御神楽、巫女二人、唱人六人、宮寺雇儲之、巫覡如レ形翻レ袖、事了賜レ禄、巫女各上絹一疋、唱人各布一反、庁官等取之、（中略）御神楽御誦経事等、予沙汰進レ之、各御倉雖レ可レ勘、当時依無二納物一、依二別仰一各致二沙汰一也、大主田武士参仕、典薬頭長忠朝臣又祇候、今夜二品給二単重等於若宮巫女等一、又給二浅黄布等於神楽男等一云々、

『黄葉記』では「御神楽」が行われたとされるものの、その内実は巫女・唱人による宮寺の行事であった。かつて筆者は、後鳥羽院・修明門院の熊野御幸について、御神楽は神社所属の巫女らによる歌舞であるのに対して、里神楽は御幸に同行した巫女らによる芸能であった可能性を指摘した。(26) 里神楽の記事では、巫女・唱人の所属が示されないのに対して、寛元四年五月二十日の御神楽では「若宮巫女」とあるように、巫女が宮寺所属の芸能者であったことが明記されている。

以上を整理すると、御神楽は、官人を神社に派遣して行われる芸能のほか、神社に所属する巫女らによる歌舞を指したらしい。それに対して里神楽は、おそらく特定の神社に所属しない、歩き巫女による歌舞であったと考えられる。院御所に招かれた里神楽も、神社に所属しない芸能者であったのではないか。また中宮御産をめぐる『山槐記』のA～Hの御神楽、里神楽の書き分けについても、この区別によったと考えられる。

五、両統迭立期の石清水御幸の里神楽

本項では、両統迭立期の石清水御幸の里神楽について検討していきたい。『石清水臨幸記』(27) 文応元年（一二六〇）八月九日条には、次のように記される。

今日新院有レ臨二幸石清水社一。御脱屣以後雖レ為二初度一。被レ略二一員舞人等一。蓋是依二建久寛元例一也。頼親寅刻参仕。（中略）

次里神楽。巫女三人。於二舞殿一飜二采袖一。宮寺任例数座。然而不及着座。則参進舞之。唱人五人。着二衣冠一候二東砌一。御神楽了賜レ禄。巫女各八丈絹一疋。唱人各布一段。已上諸国勤之。各主典代取之。

文応元年の後深草院の初の石清水御幸では、後鳥羽院（建久）・後嵯峨院（寛元）の先例が踏襲されて、舞人は動員されなかった。やはり里神楽が行われている。しかし明らかに同じ文脈の中にあって、里神楽と御神楽が混同されている。里神楽と御神楽の区別は、現場の公家も正確に把握できなかったのかもしれない。したがってすべての古記録について、両者が正確に書き分けられたと考えるべきではないだろう。

さて『後深草天皇御記』(28) 弘長三年（一二六三）正月十九日条には、

上皇御二幸石清水宮一、七箇日可レ有二御参籠一也、朕参二御共一、（中略）直参二御宝前一、里神楽、御経供養等如レ常、

という記述がみられる。後深草院の七日間の参籠においても「如レ常」とあるように、里神楽が恒例となっている。石清水参籠初日の里神楽が定着していたことがうかがえよう。

また『公衡公記』(29) 弘安十一年（正応元年、一二八八）正月二十六日条には、次のような記述がみられる。

今日太上天皇有レ臨二幸石清水宮一、去文永以後無御幸、御世務之後今日初所幸也、去廿日可レ有二臨幸一之処、関東使上洛之間延引、今日所レ幸也、（中略）

次里神楽、巫女二人、唱人六人、飜レ袖了給レ禄云々、巫女各上絹一疋、唱人各布一段、（中略）

伏見天皇践祚によって、治天の君となった後深草院は、院政開始後初めて石清水御幸を行った。やはり巫女二人、唱人六人による里神楽が行われている。

ここまでは持明院統をみてきたが、大覚寺統の石清水御幸はどのように行われたのだろうか。『実躬卿記』(30) 嘉元元年（一三〇三）正月十四日条には、次のように記されている。

今日　法皇・上皇可レ幸二八幡宮寺一日也、（中略）
両御所同時御奉幣、　法皇御方西園寺大納言、泰継朝臣伝レ之、　院御方堀川大納言（源具守）、参会、秋定朝臣伝レ之、
奉幣了著二御西御局前御座一、（法皇東、院西、）次引二出神馬一、（先三匹廻之、壇下ヲ廻也、）次里神楽、（両御方各別、）次御誦経、

嘉元元年正月、亀山院・後宇多院による石清水御幸が行われた。初日は、先例に従って里神楽が行われている。その一方で翌十五日条には次のように記されている。

入レ夜又有二夕御宮廻一、其次俄被レ行二御神楽一、笛教定朝臣、拍子冬定、末拍子久忠（多）、付歌忠有（多）、和琴（各浄衣、）久綱（多）、篳篥季氏（安倍）、卒爾儀又為二密儀一之間、不二弘催一、且人長社家儲レ之、次有二踏歌一、神事問、御結縁、
丑刻事了還御、

参籠の二日目、夕の宮廻のあとになって、俄かに御神楽が実施された。突然の決定で、かつ密儀であったため、楽人は地下官人らが奉仕したものの、人長は宮寺が準備したという。石清水参籠は七日間にわたって実施された。同月二十日条には、

寅一点御宮廻、予勤二院御方御幣役一、経宣伝レ之、神馬引廻、里神楽等如二初日儀一、両御方被レ廻二御輿一、

とあるように、還幸の直前には、初日のごとく里神楽が行われている。

最後に『後伏見天皇御記』(31)から、後伏見院の石清水御幸について確認しておきたい、延慶三年（一三一〇）十月六日条には、次のような記述がみられる。

次引二渡神馬一。一匹之後。禰宜受二取之一。次里神楽。（中略）前槐申云。神楽間事。殊无二才学一。仍无二左右一難計。但今度御願異レ他。秘曲有之条。誠可レ宜歟。文永宮人弓立等曲有レ之。今度弓立計有レ之。若可レ宜歟。宮人曲忠有若存。授賞事心懸歟之由推量候。左大将参之時。宮人曲モ可レ候歟。計申者勿論候云云。此間。左大将已参云云。仍直可二問答一之由存レ之。于時大将参。余直問答。大将申云。今度秘曲

有之条。為二御願一尤可レ然候歟。就二其宮人曲一実泰不レ伝レ之。然而忠有祗候之上者。歌之条不可レ有二子細一。弓立ハ伝受之上ハ不レ可レ有二子細一。文永宮人。於二本拍子一。資季卿一人歌レ之。今於二地下一忠有一人歌之条。違二彼時一之様雖二存候一。忠有伝二此曲一候之上ハ。勿論次第候。所詮秘曲事可レ有二叡慮一候云々。仍余仰曰。今夜只弓立曲計有之条可レ宜。可レ為二其儀一。歌数事可二相計一。大将可二存知一之由申レ之。則始二神宴一。

延慶三年の後伏見院の石清水御幸では、里神楽が行われたあとに、御神楽が行われている。その曲目に秘曲「宮人」の奏楽が検討されたが、結局は院の判断で「弓立」のみが奏された。翌七日条には、

今日可二帰京一也。巳一点奉幣。宮廻。前左大臣以下有レ共。清雅卿献レ沓。雅行朝臣着レ笠。先御前御幣役通重卿。於二舞殿座一奉幣之後入二御局一。前左府褰レ簾。次引二廻神馬一如二昨日一。次里神楽。御誦経等。又同レ前。次武内。次若宮。於二若宮一甚雨之間。於二拝殿西簷下一申訖。次里神楽了起レ座。於二東鳥居下一乗二手輿一参二薬師堂一。

とあるように、還御の前に里神楽が行われている。石清水御幸では、参籠の初日と最終日に里神楽が行われる例になっていた。その間には、宮廷の形式に則った御神楽が行われることもあり、鎌倉時代後期には秘曲の奏楽も実施されている。

おわりに

院政期に入ると、公家日記に里神楽がみられるようになる。夜間に行われる御神楽に対して、里神楽は巫女の舞をともなうことから、日中に実施されることが多かったらしい。

後白河院は巫女を愛好し、巫女を邸宅に招いて里神楽を行っている。このような行為は、摂関家から批判的にみられていた。その一方で里神楽は、中宮御産祈願にも取り入れられるなど、平氏政権、後白河院政期を通じてその地位を高めていく。そして後鳥羽院政期からは、初回の石清水御幸に宮寺の巫女・唱人による里神楽が実施される例となり、この先例が孫の後嵯峨院にも踏襲された。さらに、院の石清水参籠の初日と最終日にも里神楽が行われるなど、里神楽は石清水御幸の恒例行事として定着した。鎌倉時代後期からは、里神楽のあとに、秘曲をともなう御神楽が奏される機会もみられる。

里神楽が特定の神社に所属しない歩き巫女らによる歌舞であったのに対して、御神楽は神社所属の巫女らによる歌舞であったと考えられる。しかし早くも鎌倉時代の公家日記には、両者が混同されている。このように里神楽、御神楽の区別には早くから混乱が生じており、後世の大雑把な理解もその混乱の影響ではないか。

注

（1）『日本国語大辞典 第二版』による。
（2）山路興造「神楽とは何か」（民俗芸能学会『民俗芸能研究』五八号、平成二十七年三月）
（3）本文は、日本古典全集に拠った。
（4）本文は『類聚名物考』（近藤活版所、明治三十六年）に拠った。
（5）本文は、増補史料大成に拠った。
（6）瀧川政次郎「長秋記の著者源師時一行の西宮参詣」（西宮神社『西宮』十四号、昭和四十年）
（7）本文は、増補史料大成に拠った。
（8）本文は、図書寮叢刊に拠った。
（9）『梁塵秘抄』巻二の「わが子は十余に成りぬらん　巫してこそ歩くなれ　田子の浦に塩踏むと　いかに海人集ふらん　正しとて　問ひみ問はずみなぶるらん　いとをしや」（三六四）の「巫」は歩き巫女と考えられている。
（10）東三条神楽については、飯島一彦「東三条神楽成立考」（『古代歌謡の終焉と変容』おうふう、平成十九年）に詳しい。
（11）本文は、大日本古記録に拠った。
（12）本文は、日本古典文学大系に拠った。
（13）『岩波古語辞典 補訂版』による。
（14）拙稿「熊野御幸の里神楽・御神楽と芸能」（『内侍所御神楽と歌謡』武蔵野書院、令和二年）
（15）本文は、図書寮叢刊に拠った。
（16）本文は、増補史料大成に拠った。
（17）児玉信一『日本詩歌の体系』至文堂、大正十四年
（18）拙稿「熊野御幸の里神楽・御神楽と芸能」（前掲『内侍所御神楽と歌謡』）
（19）拙稿「今様示現譚と石清水御幸」（『宮廷御神楽芸能史』新典社、平成二十五年）
（20）本文は、増補史料大成に拠った。
（21）『三長記』建久九年（一一九八）正月二十日条

(22) 本文は、図書寮叢刊に拠った。
(23) 辻浩和「後鳥羽と〈遊女〉」(『中世の〈遊女〉―生業と身分』京都大学学術出版会、平成二十九年)
(24) 本文は、石清水八幡宮史に拠った。
(25) 『黄葉記』寛元四年(一二四六)二十八日条
(26) 前掲 拙稿「熊野御幸の里神楽・御神楽と芸能」
(27) 本文は、群書類従に拠った。
(28) 本文は、増補史料大成に拠った。
(29) 本文は、史料纂集に拠った。
(30) 本文は、大日本古記録に拠った。
(31) 本文は、増補史料大成に拠った。